

書面決議による令和4年度第2回理事会議事録

1. 提案者

理事長 楠瀬耕作

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (1) 議案第1号 高知県国民健康保険団体連合会職員給与規則の一部を改正する規則
理事専決議案

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

令和4年5月30日

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

理事長 楠瀬耕作

上記提案者が上記理事会の決議があったものとみなされた事項の内容について提案をし、当該提案につき理事の全員が書面により同意の意思表示をしたので、高知県国民健康保険団体連合会規約第34条第2項及び第3項の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

(参考) 高知県国民健康保険団体連合会規約

第34条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により、理事会の議事に加わることができる。

3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は出席したものとみなす。

令和4年6月17日

高知県国民健康保険団体連合会令和4年度第2回理事会議事録

議事録作成者 楠瀬耕作 ㊞